一　当該大学の専任教員の数の算定については、大学設置基準別表第一ロの表に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあっては百五十人とし、収容定員が八百四十人までの場合にあっては百六十人として、同令第十三条の規定を適用する。

二　当該大学の校舎の面積の算定については、大学設置基準別表第三ロの表に定める医学関係の校舎の面積を同表に定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の校舎の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき七十五平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積とし、及び同表に定める医学関係の附属病院の面積を同表に定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の附属病院の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき百平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積として、同令第三十七条の二の規定を適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年二月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。」を、「幼稚園」の下に「（特別支援学校の幼稚部を含む。）」を加える。

（児童福祉法施行規則及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

一　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の二の三

二　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第五十一条第二項

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十八条第二項第五号、第四十三条第一項第九号及び第八十二条第一項第八号

二　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）第十条第三項第四号

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第四条　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改める。

（と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　次に掲げる省令の規定中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

一　と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）第六条第三号

二　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）第十四条第三号

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第六条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第三号イ中「あつて」の下に「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する」を加え、「小学校及び幼稚園」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改め、「除く」の下に「。第二条第二項第四号の二において同じ」を加え、「専修学校」を「同法第百二十四条に規定する専修学校」に改める。

第二条第二項第四号の二中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する」及び「（幼稚園及び小学校を除く。）」を削り、「同法第百二十四条」を「学校教育法第百二十四条」に改める。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第七条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「中学校卒業者」という。）」の下に「若しくは同法による義務教育学校を卒業した者（以下「義務教育学校卒業者」という。）」を、同項第四号中「中学校卒業者若しくは」の下に「義務教育学校卒業者若しくは」を加える。

第四十五条の二第二項第九号中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

別表第二の表以外の部分第一号2中「若しくは」の下に「義務教育学校卒業者若しくは」を加える。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第八条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第一項中「又はこれに準ずる学校を卒業した者」を「若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第九条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十条の三第一項第一号ロ中「幼稚園」の下に「（特別支援学校の幼稚部を含む。）」を、「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項10中「に係る環境未来都市先導的モデル事業」を削り、12を削り、13を12とし、13の次に次を加える。

13　地方創生加速化交付金に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十八年一月二十日から施行する。

告　示

○金融庁告示第二号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるもの及び情報通信の技術を利用する方法であって金融庁長官が定めるものを次のように定め、平成二十八年三月一日から適用する。

平成二十八年二月三日

金融庁長官　森　信親

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第三百二十八条に規定する金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　府令第百七十九条第二項に規定する自己資本規制比率の届出

二　府令第百八十二条第一項又は第二百四十六条の三第一項に規定する事業報告書

三　府令第百八十八条第二号に掲げる業務又は財産の状況に関する報告書

四　府令第二百三十六条第一項及び第二百四十四条第一項に規定する適格機関投資家等特例業務に関する届出書並びに第二百三十九条第一項及び第二百四十四条の二に規定する適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出書

五　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）附則第三条第一項に規定する書面

第二条　府令第三百二十八条に規定する情報通信の技術を利用する方法であって金融庁長官が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。